主文

原判決中被告人A、同A1、同A2に関する部分を破棄する。 被告人Aを懲役一年に、被告人A1、同A2を各懲役八月にそれぞれ処

する。

被告人A1、同A2より各金五〇万円ずつを追徴する。

原審における訴訟費用中証人B(第五回公判)、同B1、同B2、同B3(第五回公判)、同B4、同B5、同B6、同B7、同B8、同B9、同B10、同B11、同B12、同B13、同B14、同B15にそれぞれ支給した分は、被告人A、原審相被告人A3の連帯負担とし、証人B16に支給した分は、被告人Aの負担とし、証人B17に支給した分は、被告人A2の負担とし、当審における訴訟費用中証人B、同B18に各支給した分は、被告人Aの負担とし、証人B15に支給した分は、被告人A1、同A2の連帯負担とする。

理 由

本件控訴の趣意は、被告人Aの弁護人佐藤藤佐提出の控訴趣意書、被告人Aの弁護人佐藤藤佐、同野村佐太男、同本谷康人、同大越譲、同藤本昭の連名で提出にかかる控訴趣意書、被告人A1、同A2の弁護人平井嘉春提出の控訴趣意書にそれぞれ記載されているとおりであるから、ここにこれらを引用し、これに対し当裁判所は、事実の取調を行つたうえ、次のとおり判断する。

被告人A1、同A2の弁護人平井嘉春の控訴趣意第一点について。

所論に、被告人A1、同A2に対する原判決の判示罪となるべき事実の第二の(1)(2)の各事実、原裁判所の判断および原判決の弁護人平井嘉春の主張に対する判断には、判決に影響を及ぼすことの明らかな事実の誤認があるとして、その理由を四項目に分けて主張しているので、以下これらの主張に対し順次判断を示す。

しかし、原判決挙示の関係証拠を綜合して考察すると、原判示B19が砂利業者から二〇〇万円を収賄した事実を認めるに足る証拠はないから、原判決が、原判示実在しないE名義の二種類のビラは、真偽不明の風聞ないし噂を、あたかもこれを真実であるかのごとく仮装したものである旨の判断をしたのは正当であつて、記録を精査し、当審における事実取調の結果によつても、これを左右するに足る証拠は存しない。なお、原判決が証拠に採用している前記各証拠は、その各供述内容および供述記載を仔細に検討し、原判決掲記のその余の関係証拠と対比すれば、信用性があるものと認められる。

二、 所論は、要するに、公職選挙法第二三五条第二号の犯罪が成立するには、特定候補者または候補者になろうとする者をして当選を得させない目的を有すること、および被告人らにおいて、公表された事実が虚偽であることの認識を有していることを必要とするところ、原判決摘示の各証拠をもつてしても、被告人らが右の目的および認識を有していたことを認定することができないばかりでなく、本件ビラの内容は、当選を妨ぐるに至るべきおそれ、またはその性質を有するものでないことがうかがわれるから、原判決には、事実の誤認があるというのである。

〈要旨〉しかし、公職選挙法第二三五条第二号の罪は、当選を得させない目的をもつて公職の候補者または公職の〈/要旨〉候補者となろうとする者に関し虚偽の事項を公にすることにより成立し、公表された事項が虚偽であるかぎり、それによつて当

選を妨げるに至るべきおそれがあるかどうか、またはその性質を有していないかどうかは、本罪の成立に影響を及ぼすものではないと解するのを相当とする。けだし、虚偽事項の公表は、買収行為や選挙の自由妨害などともに、選挙人をしての公正な判断を誤らせる因となるものであつて、選挙の自由公正を害するところ真となるものがあるからである。そして、本件二種類のビラに公表された事項が、関係によれば、被告人A1、同A2の両名において、原判示立候補者B19に当選を得させない目的を有するとともに、原判示二種類のビラに公表された事項が虚偽であることを認識していたことを含めて、原判示第二の(1)の事実を十分に対しても、これをであることができ、記録を精査し、当審における事実取調の結果に徴しても、これを覆すに足る証拠はない。

(裁判長判事 吉川由己夫 判事 岡村治信 判事 桑田連平)